

# 質 疑 応 答 書

件名 新たな学生フリーパス精算システム 構築・運用保守業務委託

		整理番号 (仙台市記入欄)					1
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)					
調達仕様書の2(8)②にある照査技術者とは、具体的にはどのような資格を持つ技術者を指しますでしょうか？		2(6)②の照査技術者について資格要件はありません。 照査技術者は成果物の内容について受注者の責において 技術上の照査を行う者であり、受注者が定めるもの となります。					

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名 新たな学生フリーパス精算システム構築・運用保守業務委託

質 問 事 項	回 答 (仙台市記入欄)
<p>①構築する精算システムについて、検証環境は初回リリースまでの間提供し、サービスイン後はクローズする認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご認識のとおりです。別紙1-1「新たな学生フリーパス精算システム機能要件」P.51「(オ)上位互換性に関する事項」③に記載している要件は、サービスイン後も受注者に検証環境の運用を求めるものではありません。</p>
<p>②調達仕様書P.12「表1 提出書類一覧表」のうち13項、14項の納品期日欄にある研修は誤記で、検収という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>②ご指摘のとおり誤記となります。正しくは「検収」です。</p>
<p>③「定期券区間に交通局のバス経路が1区間以上含まれる場合は」のような記載に対して経路マスク・系統停留所マスクなど、定期券発行機システムで使用されているマスクを判定に使用することが想定されます。それらの情報は各システムから提供される前提でよろしいでしょうか。</p>	<p>③本システム開発に必要なマスターデータの整備は、既存システムからの流用を基本として考えています。ただし事業者との協議により、類似データによる代替となる場合もあります。</p>
<p>④各区間の「交通局区間」「その他区間」は、バスシステムから受領する利用データで判断できる前提でよろしいでしょうか。</p>	<p>④別紙1にて回答</p>

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

# 別紙 1

## (質疑応答書 2-④回答)

以下質問について細分化して回答します。

Q：バスシステムから受領する利用データは事業者が区別されているか。

A：バスシステムから受領する利用データは交通局および宮城交通からそれぞれデータを受領し、かつ入力されるデータには利用したバスの事業者情報が入ります。

別紙4\_入力データ形式 (バスシステムデータ)

NO	データ項目	データ内容	データ型
1	IDi	IDi	文字列型
2	利用系統	IC一件明細の会社/営業所コードと系統から、系統コードを検索して設定する	文字列型
3	乗車停留所コード	IC一件明細の乗車停留所コード	数値型
4	乗車停留所名称	IC一件明細の会社/営業所コードと乗車停留所コードから乗車停留所名称を検索して設定する。	文字列型
5	乗車停留所連番	IC一件明細の乗車停留所連番を設定する。	数値型
6	降車停留所コード	IC一件明細の降車停留所コード	数値型
7	降車停留所名称	IC一件明細の会社/営業所コードと降車停留所コードから降車停留所名称を検索して設定する。	文字列型
8	降車停留所連番	IC一件明細の降車停留所連番を設定する。	数値型
9	標準運賃	IC一件明細の標準運賃を設定する	数値型
10	割引後運賃額	割引区分に応じた運賃を設定する。	数値型
11	精算人数	IC一件明細の利用人数を設定する。	文字列型
12	会社/営業所コード	事業者コード	数値型
13	降車時刻(利用年月日時分秒)	IC一件明細の年月日と時刻を設定する。	日付・時刻型
14	券種	新たな学生フリーパス固定	数値型
15	処理コード	2000:SF利用 2030:定期利用	数値型

Q：通学区間はバスシステムデータから判定可能なのか。

A：

結論としてはバスシステムデータのみからでは判定できません。

通学区間について、仕様書中にバスシステムから受領する利用データを踏まえて設定するように記載しております。(別紙 1-1「新たな学生フリーパス機能要件」6p「(ア)定期券区間設定機能」参照)

しかしながら、通学区間を定義するためにはバスシステムデータだけでは足りず、別途交通局・宮城交通のバス路線や系統情報などを保有する必要があるものと考えています。バスシステムデータには通学区間のうち出発地と到着地のバス停情報のみしか保有していないため、通学区間外を判定する際に必要な出発地と到着地の間に存在するバス停情報について、バスシステムデータ以外を用いて補完しなければなりません(※1)。なお補完の方法については、既存システムからのバス路線・系統情報を用いる手法や経路検索 API など外部サービスを用いる方法があると想定しております。

※1 通学区間の出発地と到着地の間に存在するバス停2点間において新たな学生フリーパスを利用した場合は通学区間内の利用となります。